



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

6

2020

発行: 社会保険労務士事務所フェニックス

〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-10 クロスタビル5F

TEL 082-846-6481 FAX 846-6482 mail: staff@sr-phoenix.jp

重要改正 施行済

賃金台帳などの記録の保存期間の延長(令和2年4月1日～)

令和2年4月1日施行の労働基準法の改正により、賃金請求権の消滅時効期間が延長されましたが、これにあわせて「賃金台帳などの記録の保存期間の延長」も行われています。

事業主が保存すべき賃金台帳などの下記の記録の保存期間について、5年に延長しつつ、当分の間は、これまでと同様にその期間は「3年」とされます。

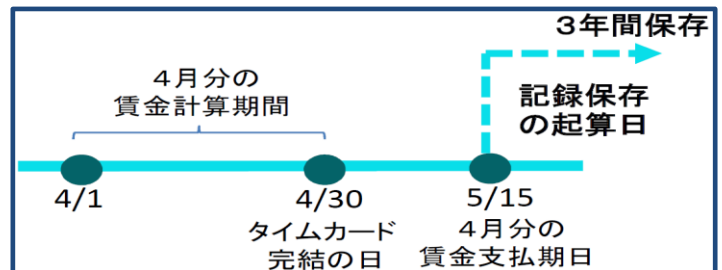
- ①労働者名簿
- ②賃金台帳
- ③雇入れに関する書類…雇入決定関係書類、契約書、労働条件通知書、履歴書など
- ④解雇に関する書類…解雇決定関係書類、予告手当または退職手当の領収書など
- ⑤災害補償に関する書類…診断書、補償の支払、領収関係書類など
- ⑥賃金に関する書類…賃金決定関係書類、昇給減給関係書類など
- ⑦その他の労働関係に関する重要な書類…出勤簿、タイムカードなどの記録、労使協定の協定書、各種許認可書、始業・終業時刻など労働時間の記録に関する書類、退職関係書類など
- ⑧労働基準法施行規則・労働時間等設定改善法施行規則で保存期間が定められている記録

(下記の「起算日の明確化」を行う記録は、賃金の支払いに係るものに限ります。)

㊦起算日の明確化

上記の②⑥⑦⑧の記録に関する賃金の支払期日が、記録の完結の日などより遅い場合には、「当該支払期日」が記録の保存期間の起算日となることが明確化されました。

(右の図は、タイムカードについての例)



★当分の間は、「3年間」という保存期間に変更はありませんが、起算日の明確化には注意したいところです。

重要情報

「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果 令和元年度は約75%で法令違反

今回公表されたのは、令和元年11月に、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して実施された重点監督の結果です。そのポイントを確認しておきましょう。

●重点監督を実施事業場は8,904事業場のうち、6,707事業場(全体の75.3%)で労働基準関係法令違反が認められた

①主な違反内容[是正勧告書を交付した事業場の内訳]

- ・違法な時間外労働があったもの⇒3,602事業場(全体の40.5%)
- ・賃金不払残業があったもの⇒654事業場(全体の7.3%)
- ・過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの⇒1,832事業場(全体の20.6%)

②主な健康障害防止に係る指導の状況[健康障害防止のため指導票を交付した事業場の内訳]

- ・健康障害防止措置が不十分のため改善を指導したもの⇒3,443事業場(全体の38.7%)
- ・労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの⇒1,553事業場(全体の17.4%)



★なお、結果の公表に当たっては、代表的な監督指導事例が紹介されていますが、「各種情報から時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えていると考えられる大企業の事業場に対し、立入調査を実施した」といった事例のように、月80時間を超える時間外・休日労働が行われている場合には、監督指導の対象となる可能性が高いといえそうです。そのような働き方をしている社員がいれば、早急に改善する必要があるでしょう。

長時間労働の削減の手法などについても、気軽にお問い合わせください。

重要決定事項確定

令和2年度の労働保険の年度更新期間を延長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の労働保険の年度更新の期間を延長することについて、厚生労働省から次のような案内がありました。

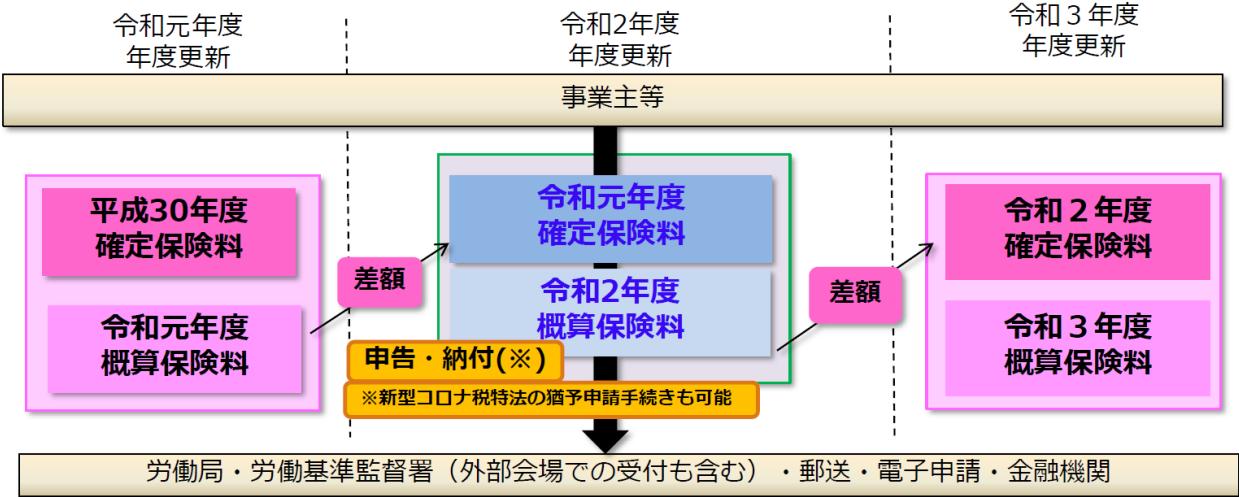


……………労働保険の年度更新期間の延長について……………

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、中小事業主、個人事業主の方々が労働保険の年度更新(申告・納付)を円滑に実施する環境を整えるため、6月1日～7月10日までの40日の期間を6月1日～8月31日までの3月間の期間に延長する。(所要の厚生労働大臣告示も公布)

【令和2年度の労働保険の年度更新手続き】

- 令和元年度の確定保険料と令和2年度の概算保険料を申告・納付(※)
- 年度更新期間は6月1日～8月31日(延長後) ← 6月1日～7月10日(例年)
- 対象となる事業場は、約325万事業場
- ※新型コロナウイルス特法による納付猶予の手続きも、年度更新手続きと併せて行うことができます。



★申告納付が可能な事業場では、例年どおりの対応で問題ありません。新型コロナウイルス感染症の影響が深刻であり、一定の要件に該当する場合には、令和2年8月31日までに申告を行い、同時に納付猶予の手続を行うことも可能ということです。詳しい内容については、気軽にお尋ねください。



6/10	<ul style="list-style-type: none"> ● 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 ● 納期特例の適用を受けている個人住民税特別徴収税(2019年12月から2020年5月分)の納付
6/30	<ul style="list-style-type: none"> ● 5月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 4月決算法人の確定申告と納税・10月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 7月・10月・1月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

◆あとなぎ◆
 新型コロナウイルスもようやく非常事態宣言が解除されましたが、これから第2波、第3波と続くのでしょうか。油断できませんね。
 この期間は大変な時期ではありましたが、リモートの世界も広がったように感じます。この大きな変化に対応していく必要があります。